

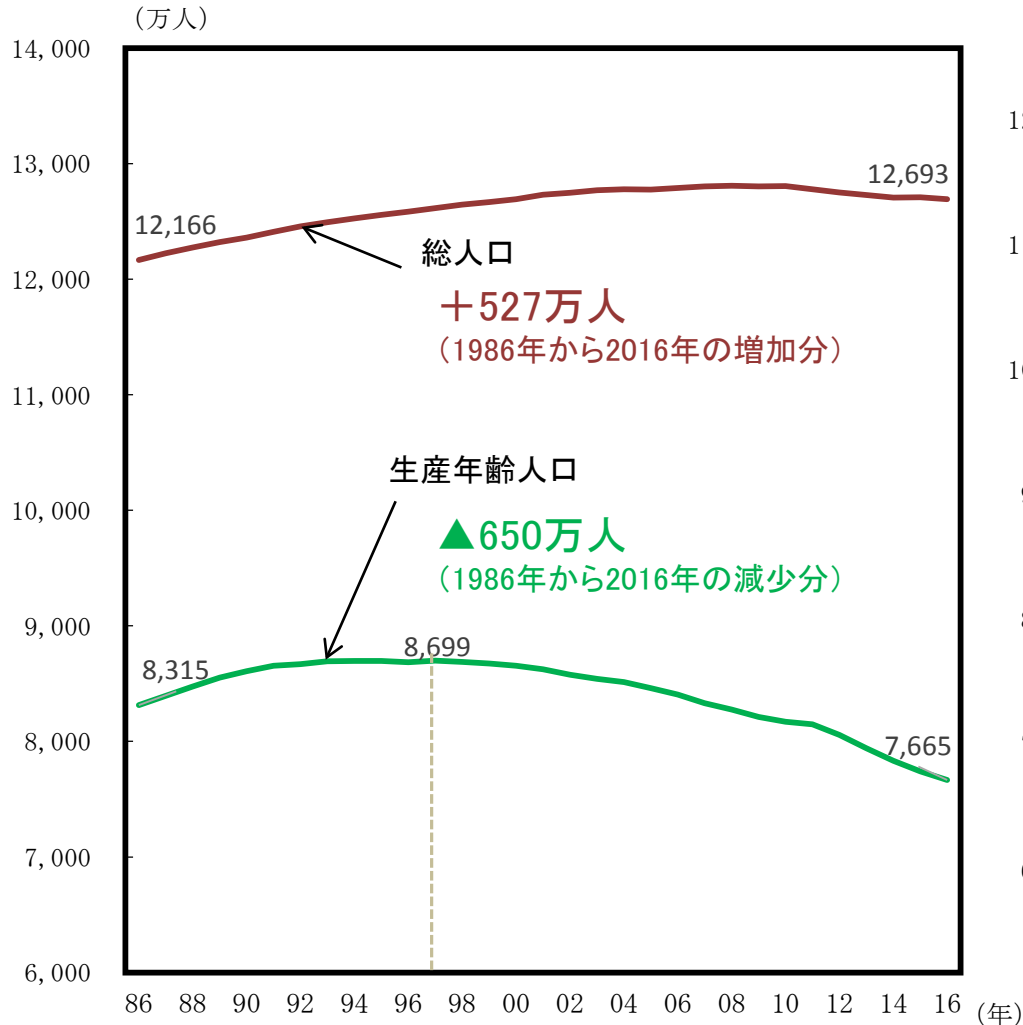
外国人労働力について

平成30年2月20日
内閣府

生産年齢人口等の推移

○我が国の生産年齢人口は1997年を境に減少が続いており、他の先進国と比べて減少傾向が顕著である。

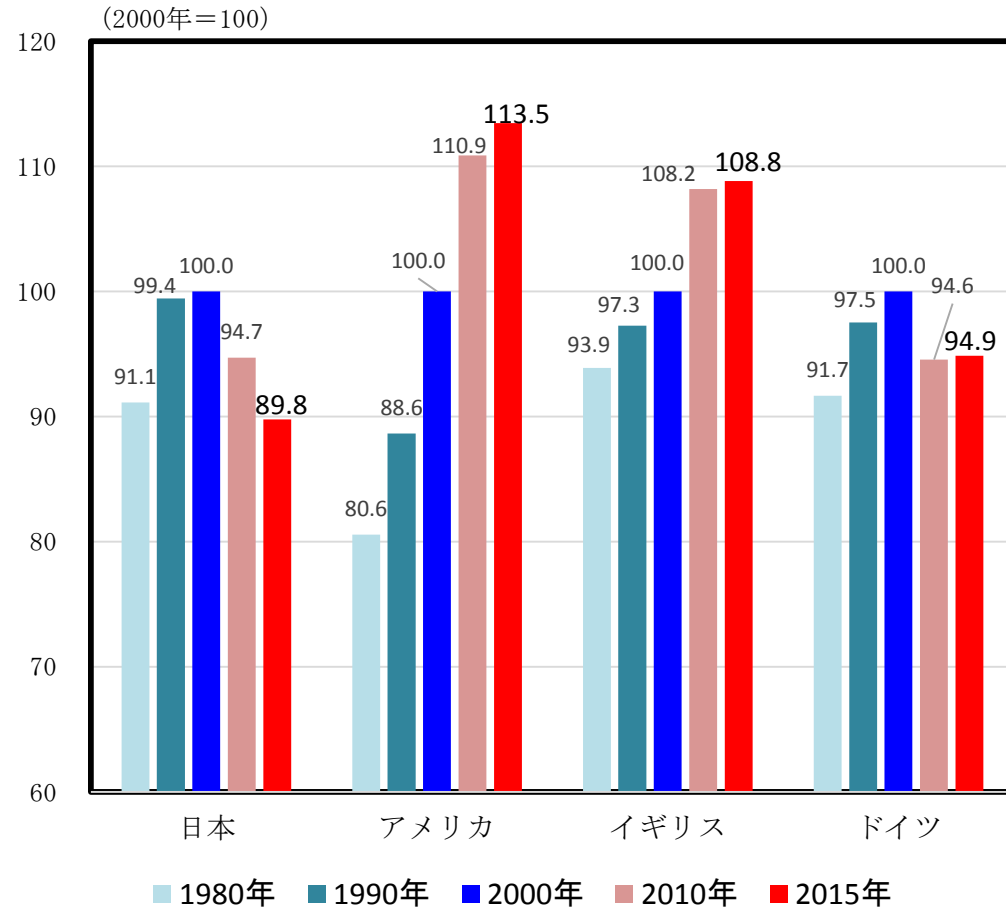
生産年齢人口と総人口の長期推移



(備考) 総務省「労働力調査」及び「人口推計」により作成。

(注) 生産年齢人口：15～64歳の人口。

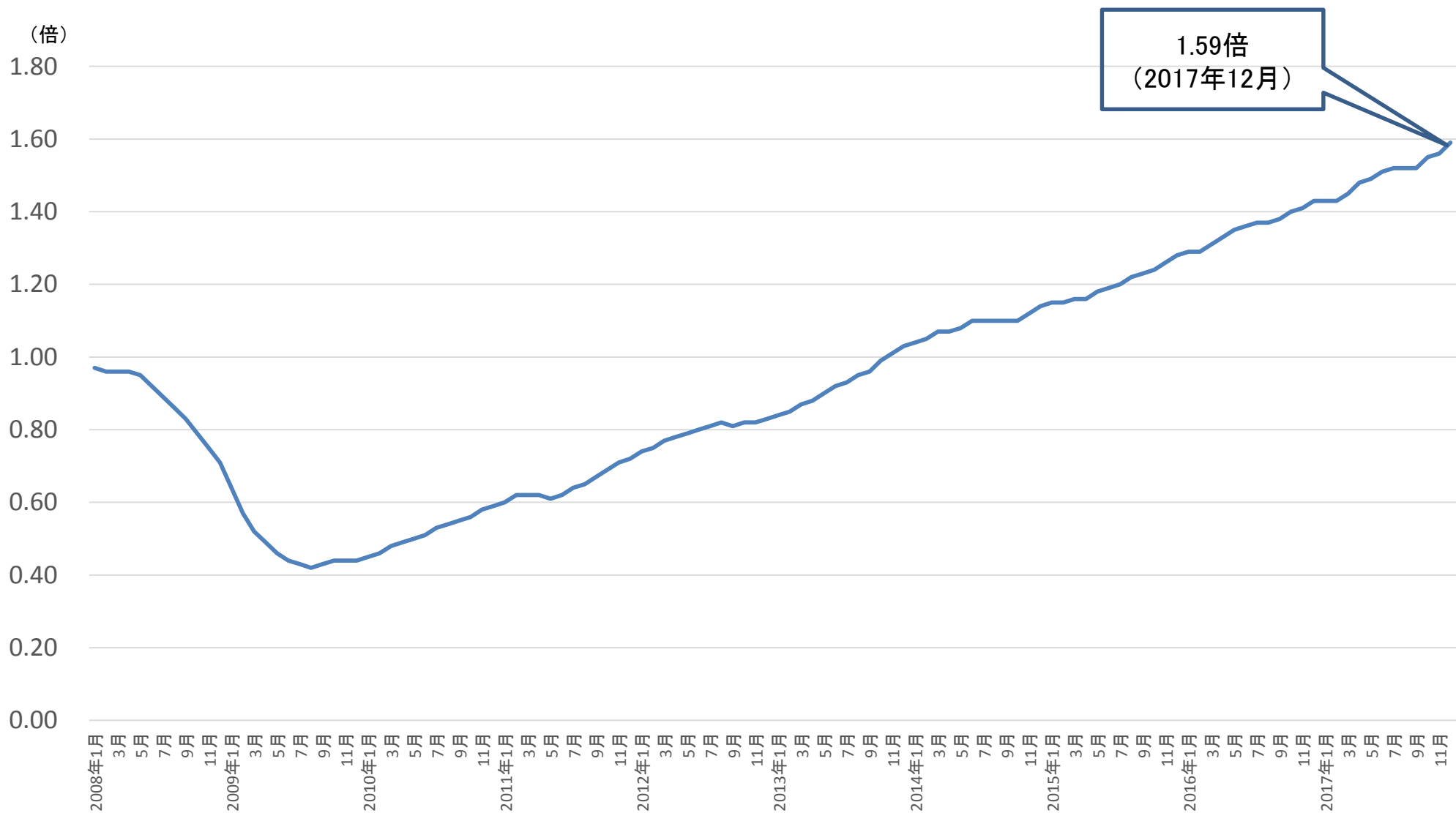
生産年齢人口の推移 (各国2000年を100として指数化したもの)



(備考) 国連「世界人口推計 2015年改訂版」により作成。

有効求人倍率の推移

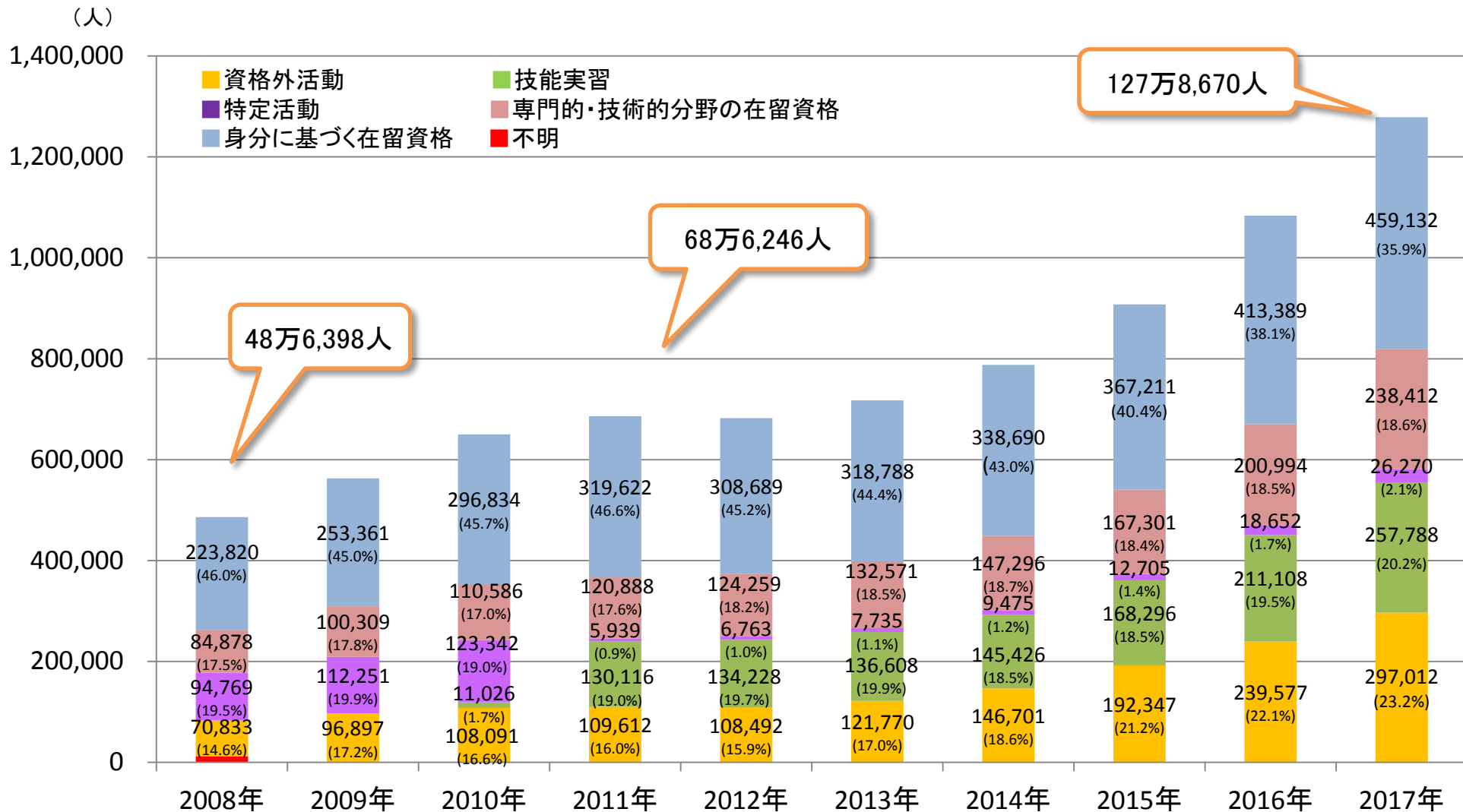
○有効求人倍率は、急速に増加し、足元(2017年12月)では、1.59倍と43年ぶりの高い水準。



(出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」(季節調整値)

我が国における外国人労働者数の推移

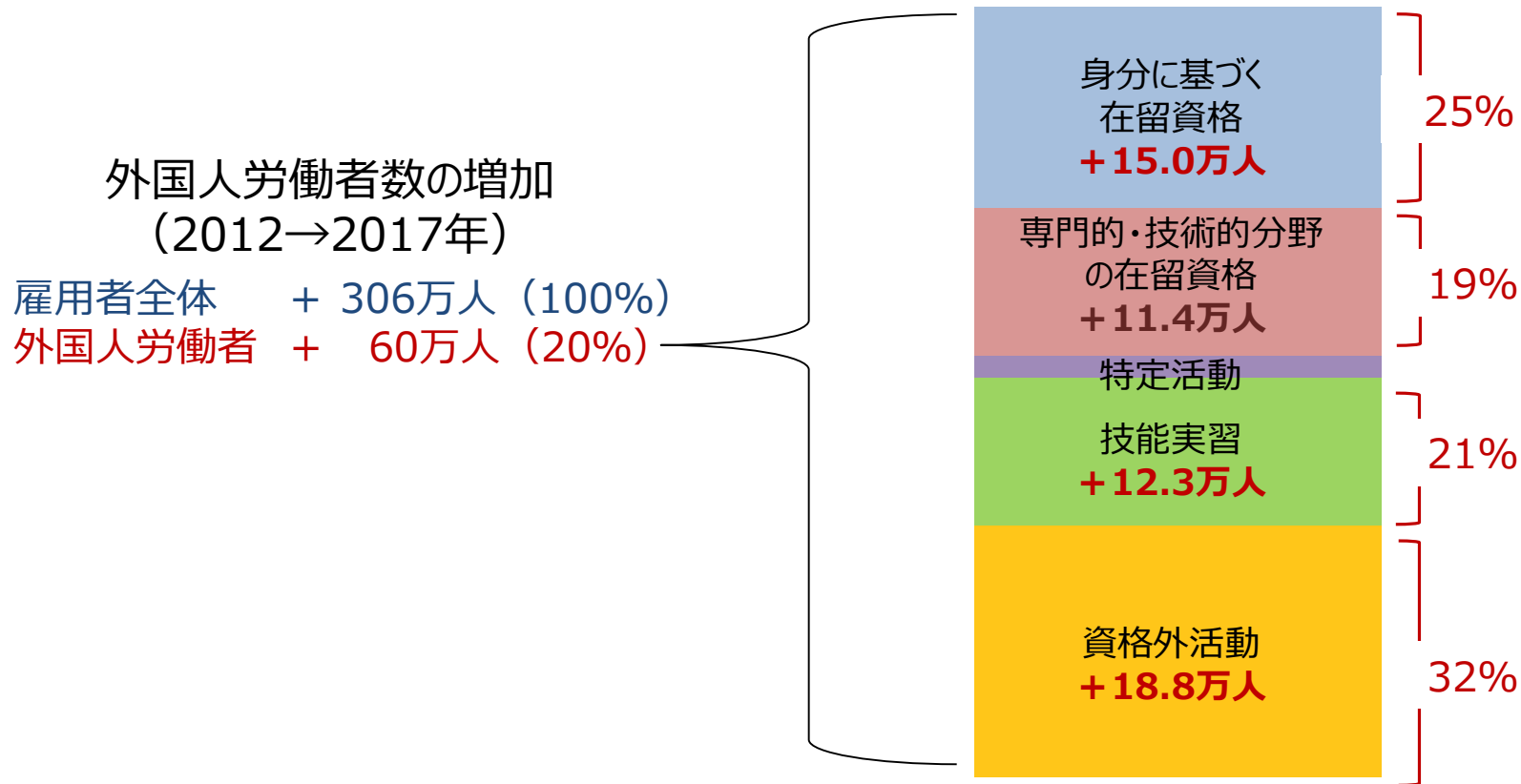
○我が国における直近外国人労働者数は、急速に増加し、昨年には、128万人(対前年比18%増)。



※ 厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめに基づく集計（各年10月末現在の統計）

最近の外国人労働者数の増加の内訳

○我が国における直近5年間の雇用者数の増加の2割は外国人労働者の増加。その増加の過半は、留学生のアルバイト等の資格外活動や技能実習生の増加。



【参考】 我が国における外国人労働者の内訳

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態での就労が可能。

① 専門的・技術的分野

約23.8万人

・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

② 身分に基づき在留する者

約45.9万人

（「定住者」（主に日系人）、「日本人の配偶者等」、「永住者」（永住を認められた者）等）
・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

③ 技能実習

約25.8万人

技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。

④ 特定活動

約2.6万人

（EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等）

⑤ 資格外活動（留学生のアルバイト等）

約29.7万人

・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週28時間以内等）で報酬を受ける活動が許可。

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格

在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材（学歴・年収・職歴等によるポイント）
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士 ※ 平成29年9月から新たに追加
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等

計 約127.8万人

※外国人雇用状況の届出状況（2017年10月末現在）による。